

# 伐採・剪定にかかる事故の 防止について

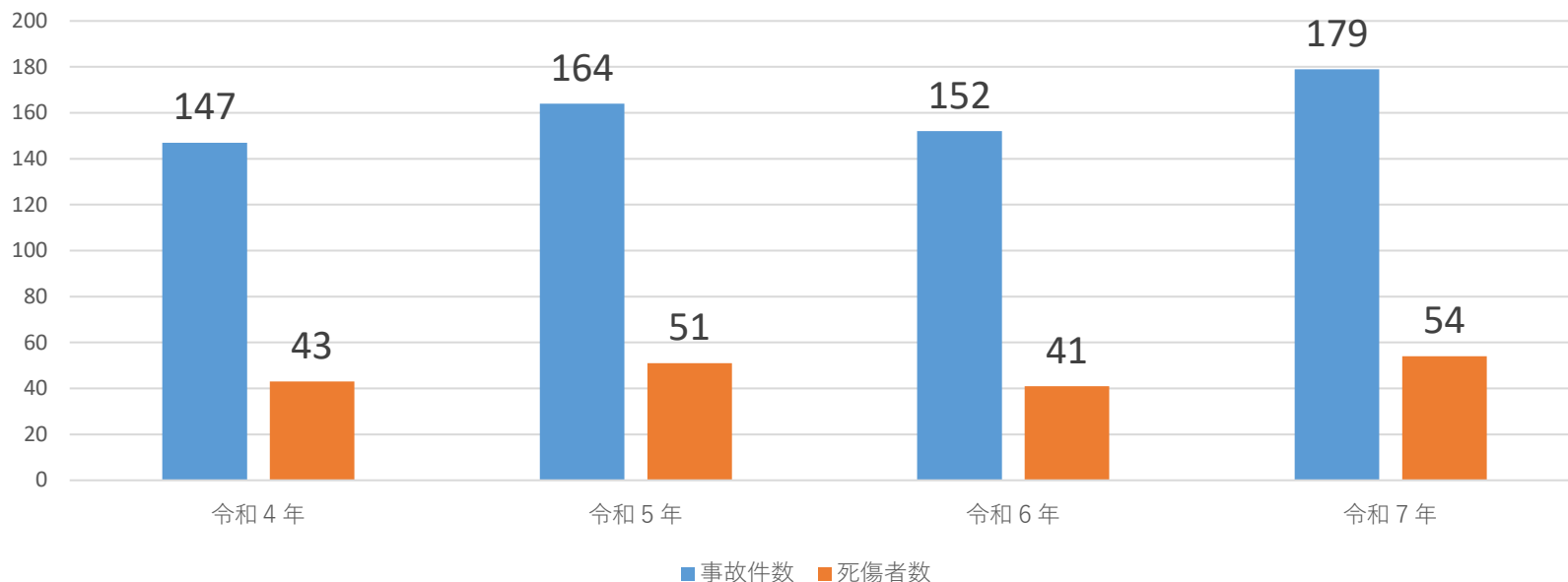
横浜市みどり環境局公園緑地維持課技術監理担当

2026/03

# 事故の発生状況

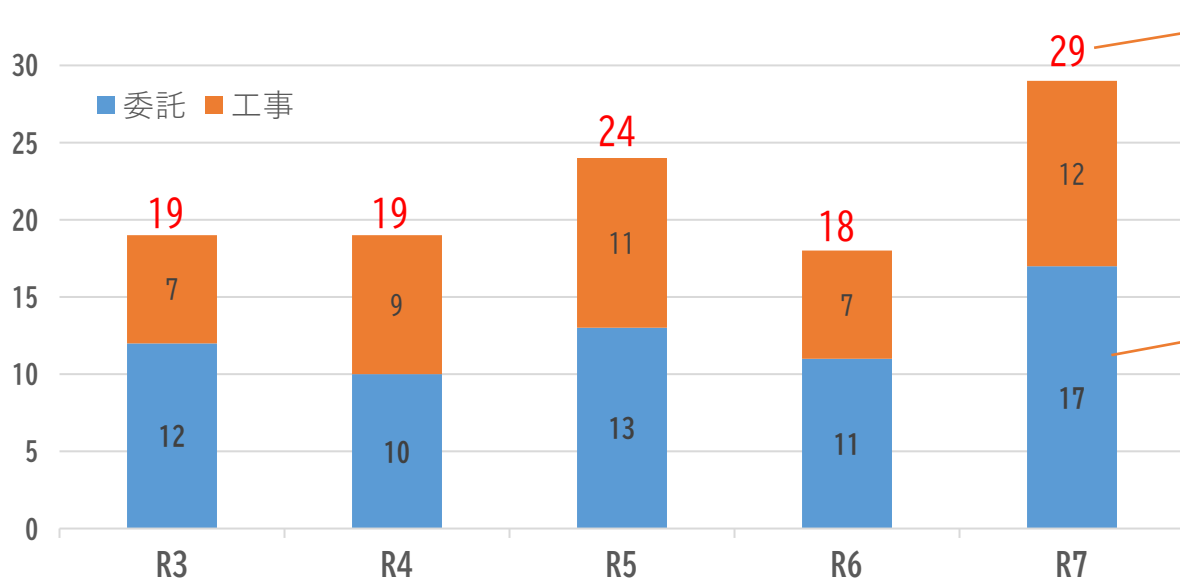
## 横浜市全体の工事事故報告件数

横浜市工事事故推移



# 事故の発生状況【公園緑地】

令和7年の事故報告は、総数29件（工事：12件、委託：17件）



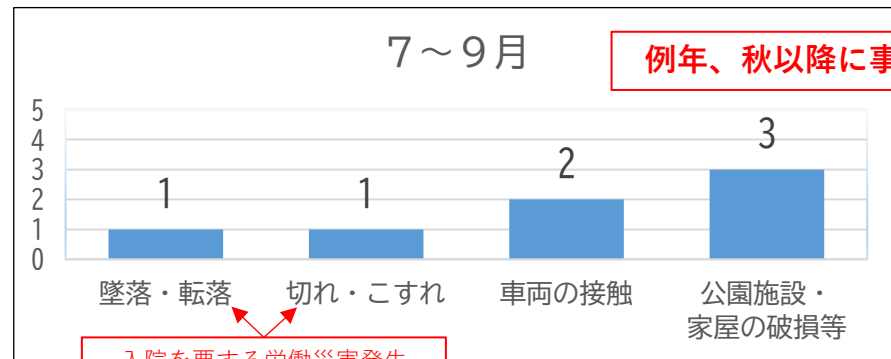
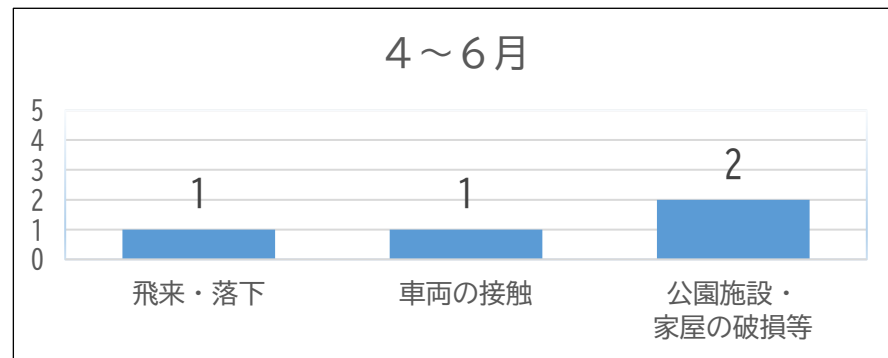
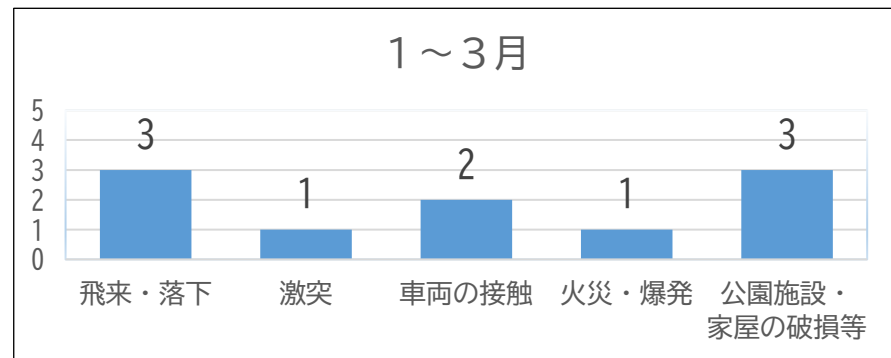
令和7年は事故発生件数が近年でもっとも事故が多い年となりました

委託の事故報告件数が全体の半分以上  
安全対策の強化をお願いします

# 事故の発生状況（令和7年）

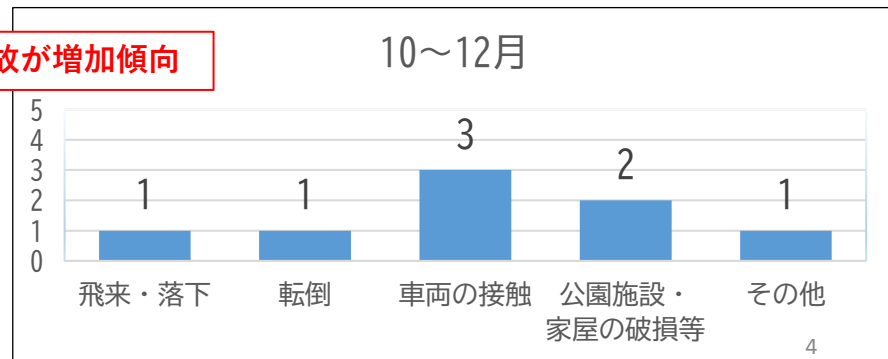
## 【公園緑地】 【事故の型】

発生月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
件数	3	4	3	0	1	3	3	1	3	2	2	4	29



例年、秋以降に事故が増加傾向

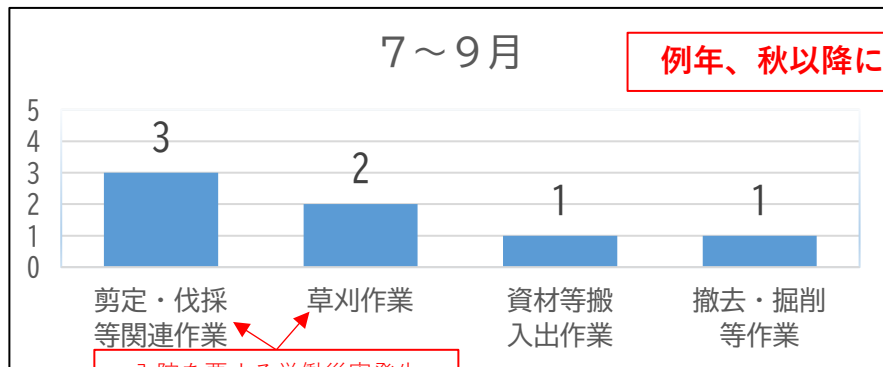
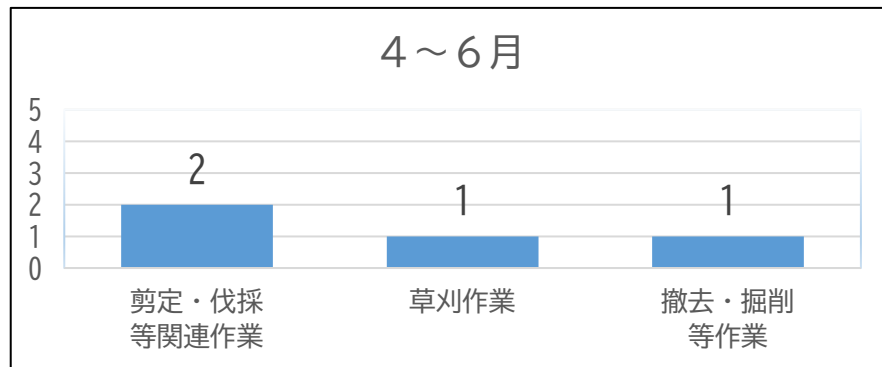
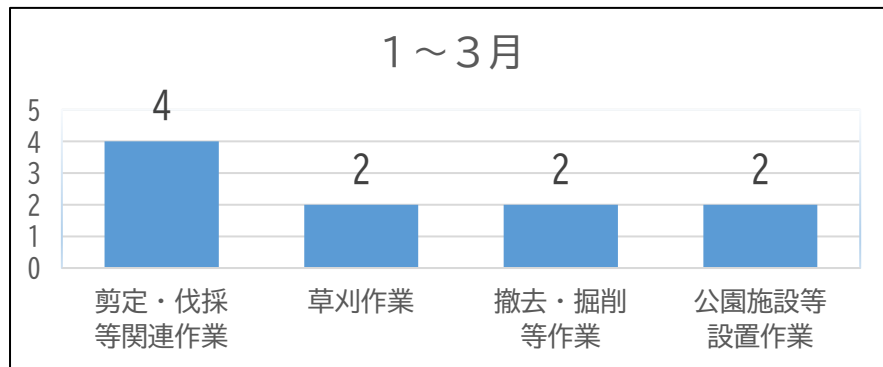
入院を要する労働災害発生



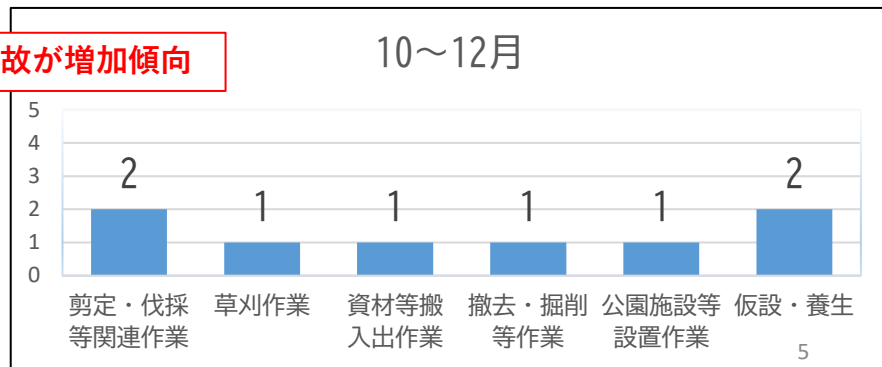
# 事故の発生状況（令和7年）

## 【公園緑地】 【従事作業】

発生月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
件数	3	4	3	0	1	3	3	1	3	2	2	4	29



例年、秋以降に事故が増加傾向



入院を要する労働災害発生

仕様書等を守っていなかったことによる死亡事故が発生しています。

改めて、**仕様書等の確認と現場作業中の順守の徹底**をお願いします。

- |        |                        |
|--------|------------------------|
| 事故事例 1 | 伐採作業中の死亡事故（倒木した樹木との衝突） |
| 事故事例 2 | 伐採作業中の死亡事故（ロープ牽引中の転落）  |
| 事故事例 3 | 伐採作業中の労働災害（転落）         |
| 事故事例 4 | 高所作業車での労働災害（指切断）       |
| 事故事例 5 | 剪定作業中の労働災害（落枝の頭部への衝突）  |
| 事故事例 6 | 計測作業中の労働災害（転落）         |
| 事故事例 7 | 伐採作業中の公衆災害（家屋破損）       |

→事例を参考として、**現場環境に応じた適切な作業計画の策定と現場での確実な実施**をお願いします。

# 事故事例1 伐採作業中の死亡事故（伐倒した樹木との衝突）

市民の森において高木伐採作業を行っていたところ、伐倒した樹木が伐倒対象木をロープで牽引していた作業員の後頭部に直撃し、死亡する事故が発生した。

なお、本事故は仕様書をはじめ、関係法令等を確認し、その内容を受託者が順守していれば事故が防げていたと考えられるものである。

## 【事故発生場所の状況】



事故発生箇所 位置図

事故発生時の伐倒木



事故発生箇所 周辺状況写真①

事故発生時の伐倒木



事故発生箇所 周辺状況写真②

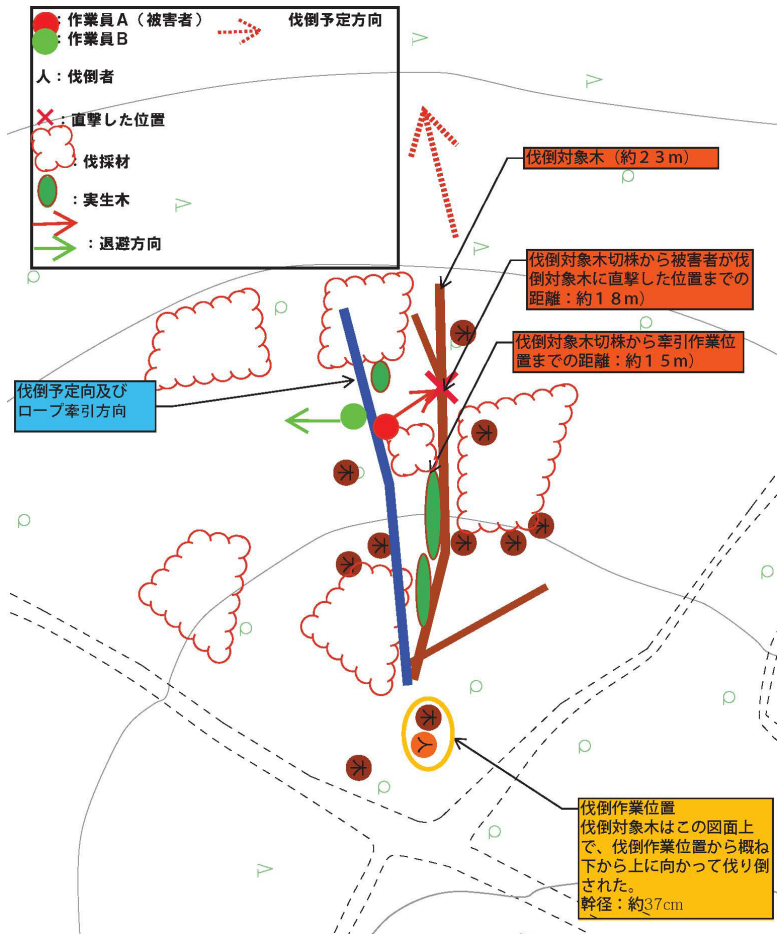
## 【事故の原因】

- 伐倒対象の立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に、当該立木の伐倒者以外の労働者を立ち入らせ、ロープを牽引させていた。
- ロープ牽引作業員2名に対し、伐倒の際に退避する方向や退避場所を伝えていなかった。また、伐倒者は、ロープ牽引作業員2名が避難する前に対象木を伐倒していた。
- 作業現場にはかん木が多く、また伐採した樹木の幹や枝が残置されており、作業中に危険を及ぼす恐れのあるものが取り除かれていなかった。
- 伐倒の際に受け口の角度と追い口の角度が合っておらず、つるが一部残っていなかった。これらにより、作業前のミーティング時に伝えた予定伐倒方向と異なる方向へ伐採対象木が倒れた可能性がある。

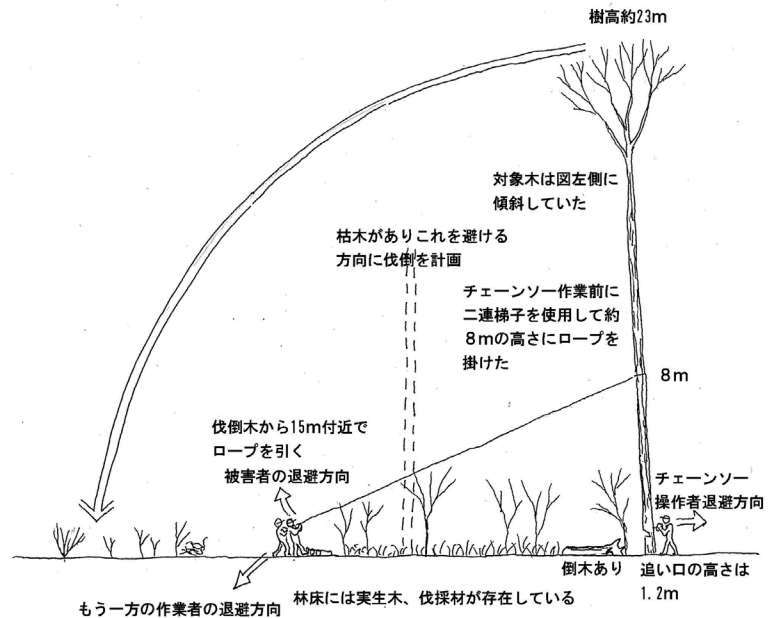
## 【補足】

- 本事故における伐採作業の従事者については、仕様書で作業前の実施を規定している「伐採・剪定にかかる事故の防止について」の研修の受講者として監督員に提出された実施報告に記載のない者であった。

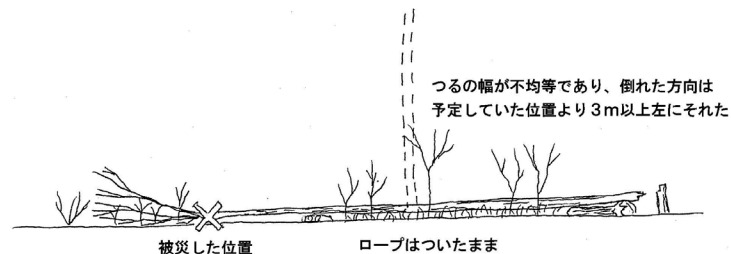
# 【事故の原因】



発生時の状況 説明図(平面)



事故発生日の装備は、チェーンソー、ロープ (30m)、ヘルメットやチャップスなどの防護具



発生時の状況 説明図(立面)

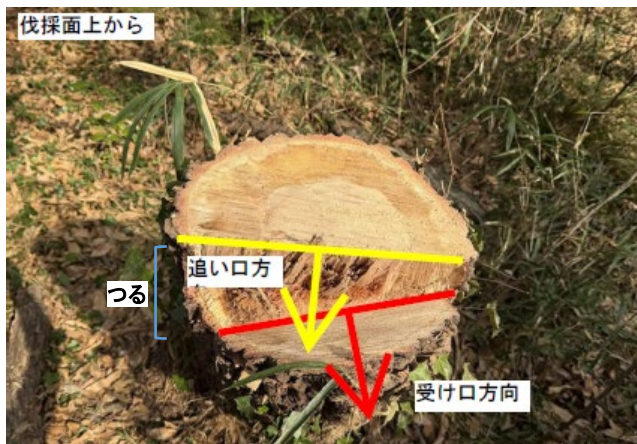
## 【事故の原因】



伐採木の状況①  
伐倒計画方向と  
伐倒木の位置



伐採木の状況②  
ロープ牽引位置と  
伐倒木及び被害者  
の位置



伐採木の状況③  
受け口、追い口、  
つるの状況

## 【対策】

- 労働安全衛生規則をはじめ、最新の関係法令・法規をすべての業務従事者が改めて確認すること。
- 高木伐採・剪定作業を行う場合は、仕様書の規定どおり業務従事者全員が現場作業着手前までに「伐採・剪定にかかる事故の防止について」の研修を受講し、実施報告を監督員に報告すること。
- 社内で当該事故及び類似する他の事故事例等の内容と、再発防止策について作業従事者を含めたすべての関係者で確認し、作業計画に反映させること。また、再発防止策を反映した作業計画書の内容を作業前のKYミーティング時にも作業員全員で再確認すること。
- 伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の労働者を立ち入らないよう牽引ロープ等の配置計画を作成し、計画通り設置してから伐倒を開始すること。
- 伐倒作業前には、伐倒の際に退避する方向や退避場所を作業従事者全員で確認し、伐倒者は伐倒者以外の作業員が退避を完了していることを確認してから伐倒するよう徹底すること。また、かん木や幹・枝等作業中に危険を生ずる恐れのあるものを取り除くとともに、伐倒退避ルート上の整理も予め実施すること。
- 伐倒時に受け口及び追い口を作る際は関連法令等を順守した手順で作成し、適切なつるが残るよう作業を徹底する。また、確実に実行できる作業員を選定すること。

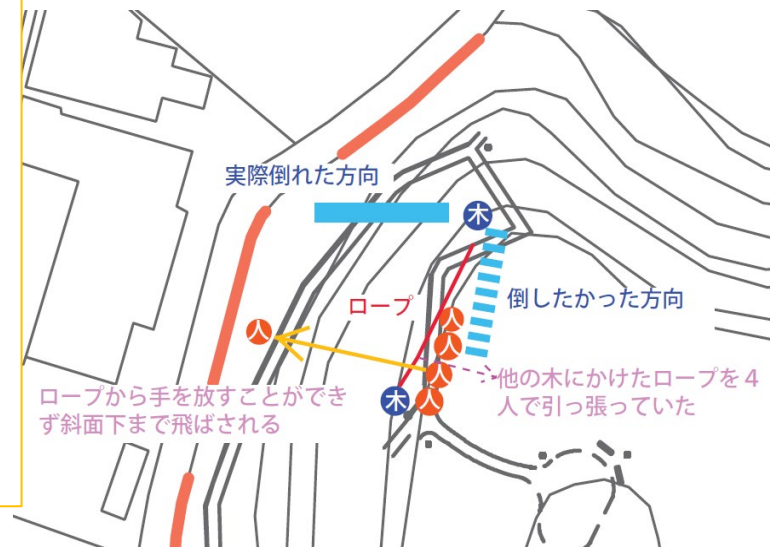
## 事故事例2 伐採作業中の死亡事故（ロープ牽引中の転落）

### 事故概要

【概要】 事故発生日：令和5年2月

対象樹木をロープとポータブルウィンチで引っ張り、チェーンソーで受け口と追い口を切り込んで、作業員が4人で手前に引き倒そうとしたところ、想定と異なる方向へ倒木した。

倒木の勢いでポータブルウィンチが破断し、作業員はロープを離そうとしたが、そのうちの一人は握ったままであったため、斜面下部へ飛ばされて落下するという死亡事故が発生した。



# 再発防止策

## ①作業内容・危険性について作業員全員での事前共有を行うこと

- ・経験の浅い従事者が多いなか、樹木の伐採が危険を伴う作業であるという認識が希薄となり、「樹木が倒れ始めたらロープを離して退避する」という基本的行動もとられなかった。
- ・現場責任者は現場に常駐していたが、実際の作業は数日前に新規入場した二次下請の従事者が作業を先導しており、指揮命令系統があいまいになっていた。
- ・実際の作業工程として「ウィンチで張ったロープを従事者が直接引く」といった不安全行動が見られ、事前に危険な行為を認識し洗い出すことができていなかったと考えられる。



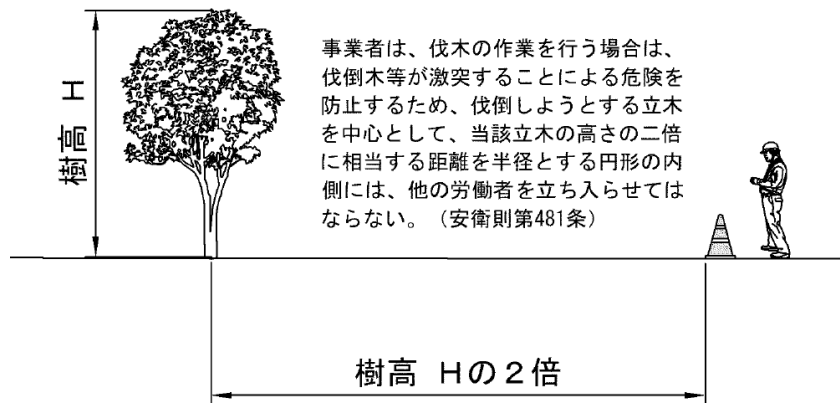
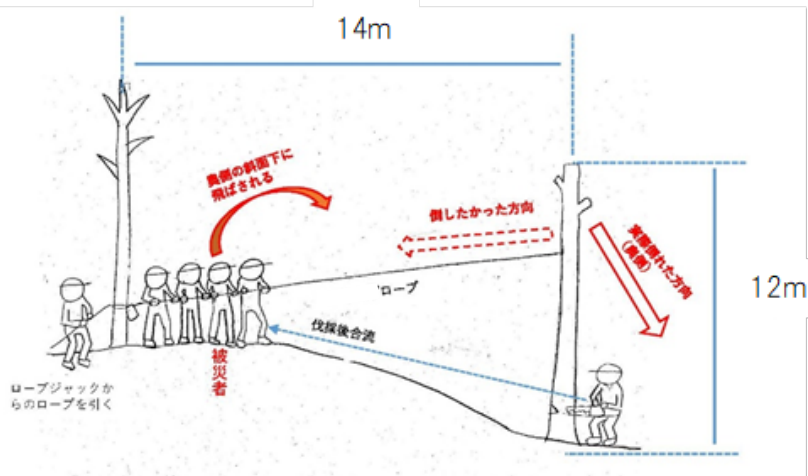
←事故後の立ち合いでの再現。  
ウィンチのすぐ前でロープを人力  
で引いている。狭い範囲に密集し  
てしまい退避が困難

# 再発防止策

## ② 伐倒木に対する作業員の離隔を確保し、緊急時の退避場所の確認を行うこと

・伐倒の際には、チェーンソー作業員以外は伐採対象樹木から離隔を確保することが必須条件である。(労働安全衛生規則では「**樹高の2倍**」の範囲が**立入禁止**とされている)

・今回は樹高12mに対しウィンチを固定した樹木までの距離が14m、そのウィンチの前にロープ作業員が縦列で配置されており、十分な離隔が確保されていなかったため、想定通りに伐倒していても巻き込まれる危険があった。

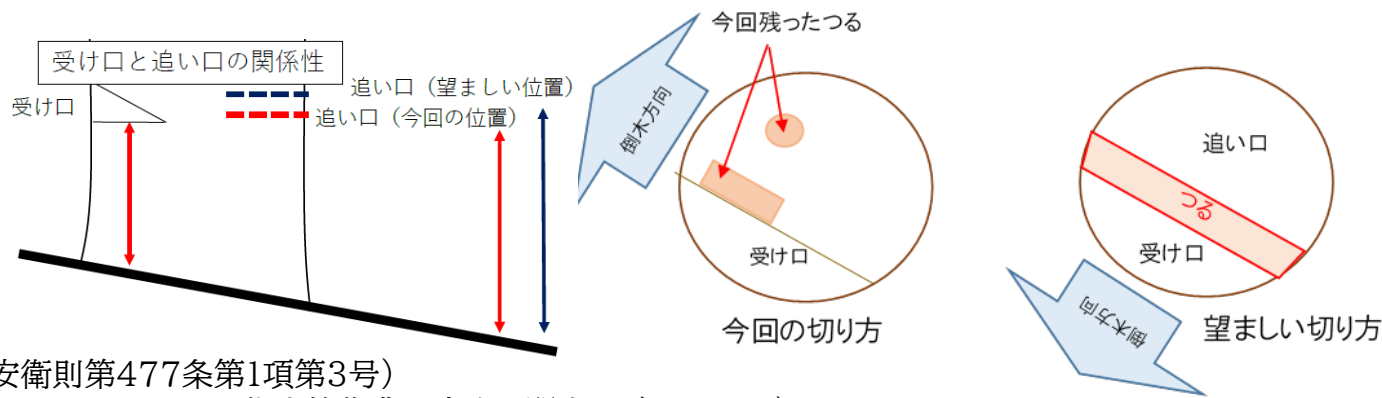


(安衛則 第481条)

## ③ 伐採作業において受け口、追い口の位置及び高さを適切に施工すること

- ・チェーンソーで受け口、追い口の順に切り込みを入れた際に、意図的に切り残すべき「つる」の部分がうまく残らず、対象木が予期しない方向に倒れた。
- ・受け口と追い口の高さがほぼ同一になっていた。追い口は受け口よりも上に切り込むことが望ましい。
- ・追い口を複数方向から切り進めた。これによりつるがほとんど残らなかった。

※つる：追い口を切り進み、木が倒れる際に、追い口と受け口の間に切り残される部分のこと。線状に残った木の繊維質が曲がりながらちぎれることで、伐倒方向を確実にし、倒れる速度を緩和する機能がある。



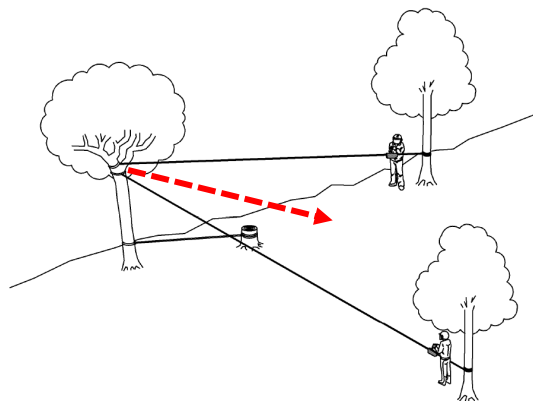
# 再発防止策

## ④ 伐採対象樹木を複数本のロープ等で牽引すること

・樹林地内は退避動線の確保が困難であるため、伐倒したい1方向から引くとロープ作業者の退避は困難になる。可能な限り複数本のロープで引き、伐倒したい方向には誰もいない状態が望ましい。

・伐倒時のロープはあくまで受け口・追い口が適切に切り込まれたあとで、倒したい方向に「背中を押す」だけの役割。倒れ始めたらロープを引き続ける必要はなく、即座に手を離して退避する。

・傾斜木のように明らかに重心が偏芯している樹木を、傾斜方向と反対側に引き倒さなければならない場合などは、ロープではなく樹木の荷重に耐えうるワイヤーやチルホールを使用することが必要。



伐採作業前の樹木。斜面下部方向（写真左奥側）に傾斜していた。上部の枝を払ってもまだ偏芯しており、ロープ1本のみで伐倒方向を変えるのは困難→



# 再発防止策

## ⑤ 現場周辺の整理整頓(直前作業の片付けを含む)を徹底すること

- ・樹林地内部の樹木であることから、発生材の搬出が困難な場合は現場に整頓して残置することとしていたが、本件直前の作業終了後の整理が不十分で、伐倒箇所周辺に発生材が散乱したような状況が現認されていた。
- ・是正指示を受けたにもかかわらず、事故現場周辺の斜面には前日の作業で伐倒した樹木がそのまま横たわっており、作業スペースや伐倒時の退避に悪影響を及ぼしていたと考えられる。



←発生材を樹林地の管理範囲外まで乱雑に置いていたため是正を指示していた

ウインチを設置していた樹木の直近にも発生材が複数残っていた→



# 再発防止策<補足>

## 【その他の注意点】

- ・ 伐採する樹木には作業を行う者以外は近づかないこと。
- ・ 人力でロープを用いる際は、ゆっくりと力を掛けること。一気に強い力を掛けて引き倒そうとしないこと。（複数人で綱引きのように勢いよく引くことにより急激にツルが折れて意図しない方向や勢いで倒れたり、しなった樹木がバネのように跳ね返り、意図しない方向へ倒れたりする危険がある。）
- ・ あらかじめ退避ルートを確認し、樹木が動き始めたら（倒れ始めたら）直ちに退避すること。なお、チルホールについても伐倒の反動で跳ね上がることがあるので、同様に退避すること。

## 【事故防止の取り組みとして】

- ・ 特別教育の復習：伐木等の業務特別教育で用いたテキスト、ノートなどを繰り返し確認し実践すること。
- ・ 事象事例の研究：林業・木材製造業労働災害防止協会のホームページで公表している災害事例研究などから事故防止の取り組みを進めること。
- ・ 教材による学習：林業・木材製造業労働災害防止協会及び全国林業改良普及協会が発行している書籍等の教材により技術・技能・判断力の向上に努めること。

## 事故事例3 伐採作業中の労働災害（転落）

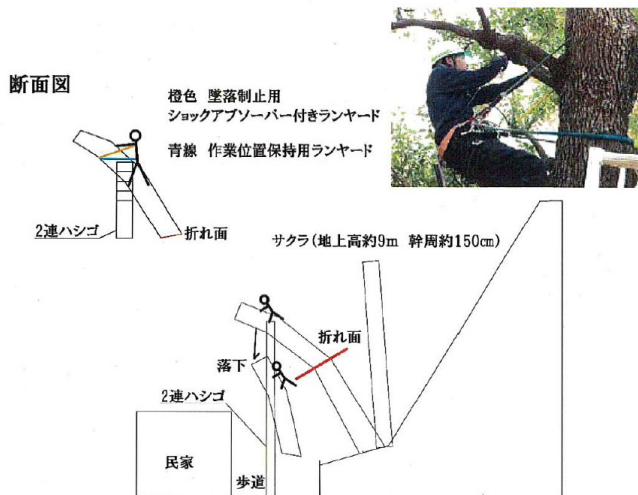
朽木の伐採作業のため樹木に登って作業を行っていた際に、作業員が木から転落して緊急搬送された。

### 【原因】

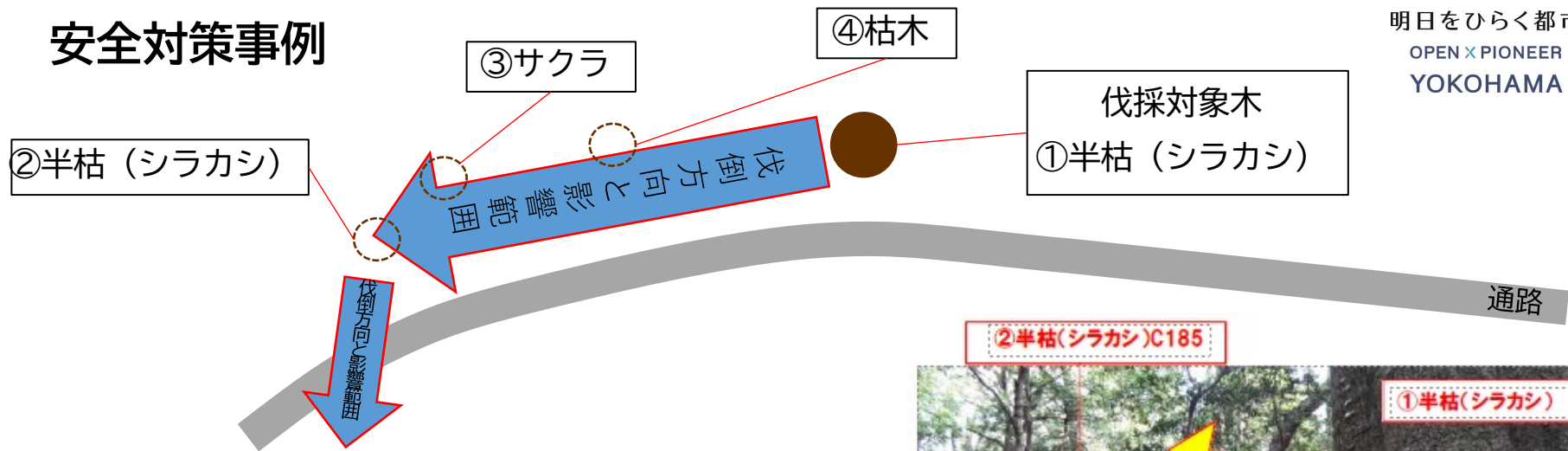
作業者の体重及び幹切断時の負荷と荷重が腐朽している幹に掛かり、重みに耐えれず折れた。

### 【対策】

朽木を対象とした作業は事前に対象木の状況を十分確認し、危険度が高いと判断された作業については施工方法を監督員と相談する。（次ページの安全対策を参考にしてください。）



# 安全対策事例



- 1 施工前に伐採対象である①の伐倒方向及び影響範囲を受注者が確認
- 2 影響範囲内の樹木②③④の先行伐採について、監督員と協議
- 3 協議了承後、②③④及び①の伐採を実施



## ポイント

- ・ 施工前に現場確認を実施し、現場条件・施工方法を検討している。
- ・ 施工前に監督員に協議をし、了承を得た上で施工を実施している。

# 事件事例4 高所作業車での労働災害（指切断）

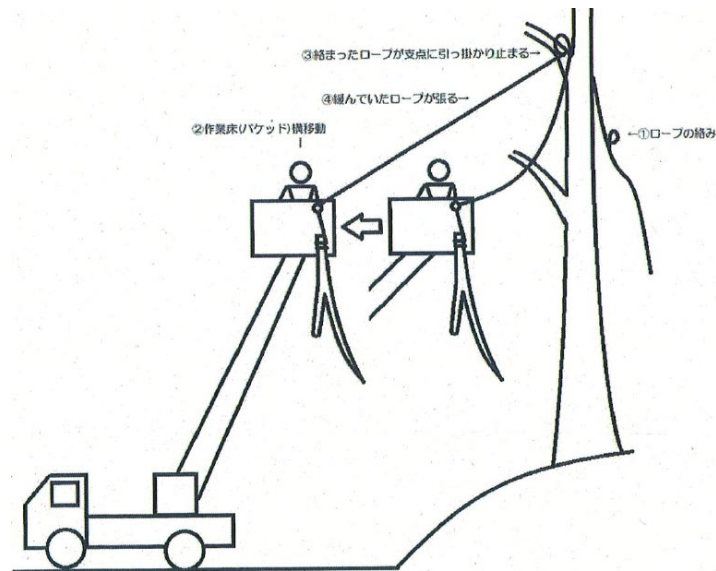
高所作業車での伐採作業中に吊るし切りにより切除した枝を集積場所へ下ろす際に、ロープと高所作業車の手すりに指が挟まれ、右手中指の第一関節を切傷及び薬指を第一関節で切断した。

## 【原因】

ロープを絡んだままで使用しており道具管理が不適切であったこと、また、作業時のロープの状態を目視確認しておらず絡んだままであった。現場代理人が所用により一時的に不在となり作業監視等の人員配置が不十分であった。

## 【対策】

現地状況を踏まえた保安措置、人員配置、作業手順を確認する。



## 事故事例 5 剪定作業中の労働災害（落枝の頭部への衝突）

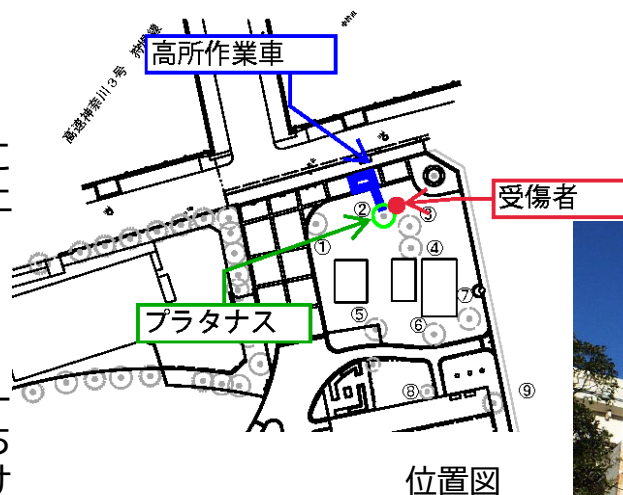
高所作業車で高さ約7mの位置のプラタナスの枝を剪定した際に、切り落とした枝（直径5cm）が地上で片づけ作業をしていた作業員の頭上に落下した。作業員はヘルメットを着用していたが、頭部から出血があった。搬送先の病院で脳震盪と診断された。

### 【原因】

施工計画書に「剪定工を施工する際には、上下作業は絶対に行わない。やむを得ず下に入る場合は上部作業車に声をかけて作業中止後に入る」と記載をしているにも関わらず、その通りの手順で行わなかった。

### 【対策】

作業区域内をバリケードまたはコーンバーで区切り、上部作業時は下部に作業員が立ち入らないよう徹底する。作業員同士で声がけしあうなど、十分なコミュニケーションを図る。十分な作業帯が確保できない現場で太枝を剪定する場合はロープで吊りながら下ろす。



## 事故事例6 計測作業中の労働災害（転落）

屋上緑化部（地上高約4m）の枯れ木伐採作業に伴う計測作業時に、計測にあっていた作業員が転落し、1階の庇部分にぶつかった後に地上へ落下した。搬送先の病院で、第2頸椎破裂骨折、左肩甲骨骨折等の診断がされた。

### 【原因】

屋上緑化部の外周に手すりがあり、墜落制止用器具を着用して手すりにフックを掛けて作業を行うこととしていたが、移動中か計測中にフックを掛けていない状態となり、落下したと考えられる。また、二人一組として計測作業に従事していたものの、一方が片づけ等の付帯作業をしており、被害者の落下時の状況は見えていなかった。



### 【対策】

2丁掛けの墜落制止用器具の使用する。作業中はもとより、移動時は3点保持を原則とし、フックは片方が確実にかけた状態とする。作業員は相互に安全注意が図れる状態で作業を行う。



## 事故事例7 剪定作業中の公衆災害（公園施設の破損）

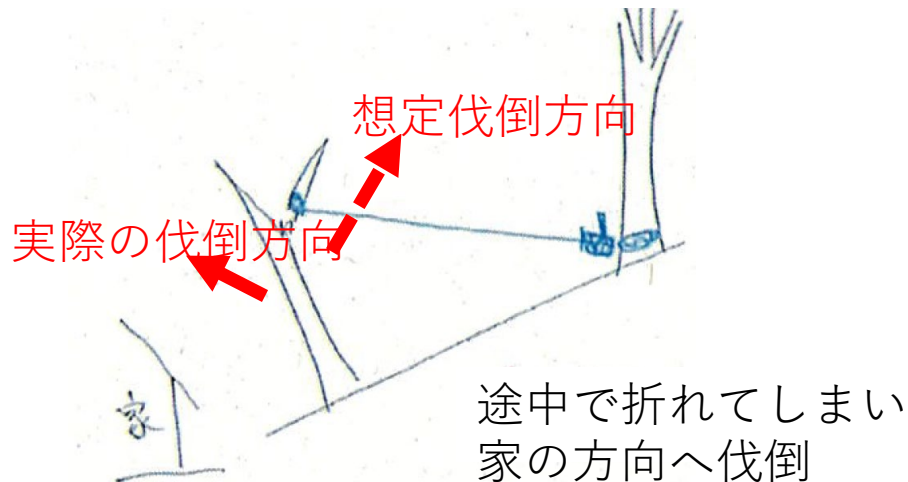
伐採対象木について、ワイヤーロープ（チルホール）を用いて伐倒を行ったところ、住宅側に木が倒れ、屋根・窓ガラス等を破損した。

### 【原因】

幹が分かれた部分にワイヤーロープをかけて牽引していたところ、ワイヤーロープを掛けた幹が裂け、伐倒していた樹木が斜面下へ落ちた。

### 【対策】

可能な限り枝を払ってから伐倒を行う。補助ロープ等を用いて確実に伐倒方向を定める。



# 伐木作業 安全マニュアル

SAFETY MANUAL



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署  
株式会社 森林環境リアライズ

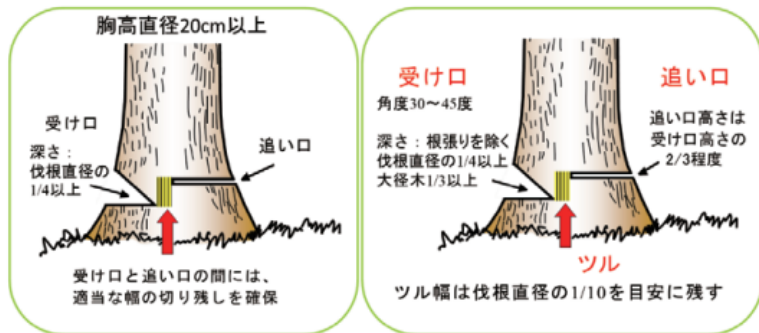


図 2.9 安衛則（第 477 条）の規定 図 2.10 ツル幅などの具体的目安

[伐木作業・林業における安全対策 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

[伐木等作業安全対策推進事業【厚生労働省委託事業】 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)



🏠 ホーム

Google カスタム検索

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令

[🏠 ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [雇用・労働](#) > [労働基準](#) > [安全・衛生](#) > [伐木作業・林業における安全対策](#)

## 伐木作業・林業における安全対策

### 労働安全衛生法令（伐木作業・林業安全）の改正関連情報

[車両系木材伐出機械に係る規制](#)

[労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について \[H31.2.14 \(通達\)\]](#)

[リーフレット「伐木作業等の安全対策の規制が変わります！～伐木作業を行うすべての業種が対象～」](#)

[危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の一部改正について \[R3.3.17 \(通達\)\]](#)

### 労働安全衛生法令（伐木作業・林業安全）の通達・事務連絡等

#### 基本通知

・伐木等作業における安全対策

[【概要】チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン](#)

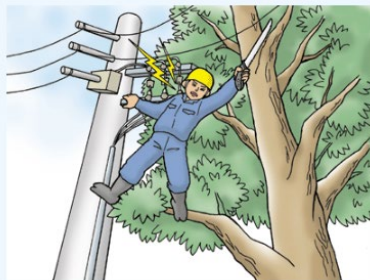
[【本文】「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」](#)

[【様式例】チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業に関する作業計画 \(Wordファイル\)](#)

高所作業車での伐採作業中に感電事故が発生した事例があります。送電線は高圧電流が通っているため、触れなくても近づいたことで感電する場合があります。注意してください。



## 街路樹の枝切りに、高圧配電線に触れ感電



No.100813

[職場のあんぜんサイト：労働災害事例 \(mhlw.go.jp\)](http://www.mhlw.go.jp)

[送電線近くでの感電事故防止のお願い \(東京電力パワーグリッド\)](#)

## 高所作業車により作業中、送電線に接触し感電

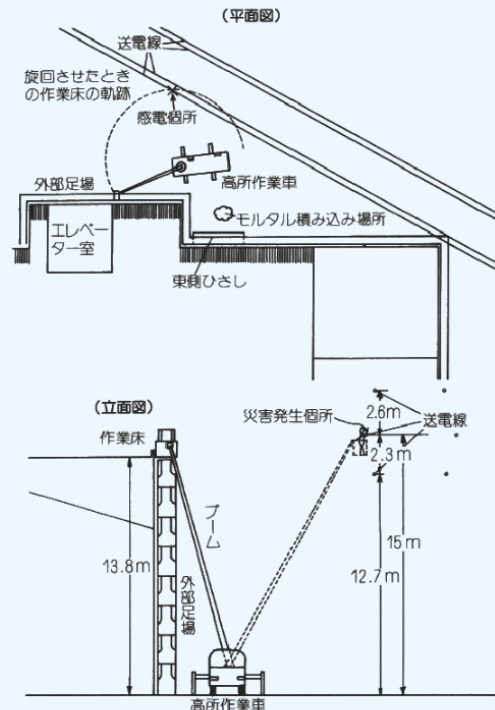


図 災害発生時の状況